附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一　貸借対照表記載科目（第21条関係）

資産の部			
科目			備考
大科目	中科目	小科目	
固定資産			
	有形固定資産		貸借対照表日後１年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が１年未満になつているものであつても使用中のものを含む。
		土地	
		建物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構築物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		管理用機器備品	
		図書	
		車両	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
	特定資産		使途が特定された預金等をいう。
		第２号基本金引当特定資産	
		第３号基本金引当特定資産	
		（何）引当特定資産	
	その他の固定資産		
		借地権	地上権を含む。
		電話加入権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
		施設利用権	
		ソフトウエア	
		有価証券	長期に保有する有価証券をいう。
		収益事業元入金	収益事業に対する元入額をいう。
		長期貸付金	その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。
流動資産			
		現金預金	
		未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。
		貯蔵品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。
		短期貸付金	その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいう。
		有価証券	一時的に保有する有価証券をいう。

負債の部		
科目		備考
大科目	小科目	
固定負債		
	長期借入金	その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日